

お知らせ

業者登録申請を受け付けます

市で行う入札や見積合わせに参加しようとするかたは、忘れずに申請手続きをしてください。

受付期間 平成27年1月6日(火)～30日(金)
9時～11時45分、13時～16時30分
※土日祝日を除く。

受付場所 公明党・無所属控室(本庁舎3階)

業種 ①建設工事②測量・建設コンサルタント等業務③物品調達④役務提供

有効期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日

※申請要領・様式は市のホームページからダウンロードできます。また、契約検査課窓口でも配布しています。

問 契約検査課契約係☎43-7039

スキー場をオープンします

期間 平成27年1月3日(土)～2月22日(日)
※積雪状況で変更もあります。

◆達子森スキー場

営業時間 平日 13時～17時
土日祝日 9時～17時
※2月は土日祝日のみ開場。

◆大滝温泉スキー場

営業時間 平日 13時～17時
(ナイター期間は21時まで)
土日祝日 9時～17時
ナイター期間 1月19日(月)～23日(金)、
26日(月)～30日(金)
※1月31日(土)、2月1日(日)は市民スキー大会のため利用できません。
※2月2日(月)以降は土日祝日のみ開場します。

◆ロープトウの利用料金(共通)
○1回券50円、5回券210円、
12回券420円、1日券840円
○団体券(1日10人以上)1人310円
○ナイター券420円(大滝のみ)
※高校生以下は、必ず保護者の同意を得てスキー場を利用してください。

問 大館市体育協会☎43-7136

移動 こころの面接相談

臨床心理士が心の悩みをじっくり聴いてカウンセリングします。

相談前日までに電話でお申し込みください。相談は無料です。

とき 12月18日(木)13時30分～15時30分
※1人約50分

ところ 市民体育館

申・問 健康課健康企画係☎42-9055

家屋を取り壊したら届け出を

年内に取り壊した家屋(住宅や物置、事務所、店舗など)に、来年度の固定資産税を課税しないために調査をしています。家屋を取り壊したときは、早めに税務課へ届け出してください。

なお、12月末までに法務局で「家屋滅失登記」の手続きをしているかたは、届け出不要です。

未登記家屋の名義変更も届け出を

売買や相続などで、登記されていない家屋の所有者を変更したときも年内に届け出してください。

問 税務課固定資産税係☎43-7034

償却資産の申告は期限内に!

会社や個人経営の工場、商店などの事業用資産(構築物、機械、工具備品など)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

償却資産を所有しているかたは、1月1日現在の所有状況を2月2日までに申告しなければなりません。忘れずに申告しましょう。

インターネットでも申告できます

eLTAX(エルタックス)を利用して電子申告をご利用ください。

問 税務課固定資産税係☎43-7034

市営墓地内の水道を閉栓します

冬期間の凍結防止のため、市営墓地内の水道を閉栓します。

なお、小柄沢墓園は東雲閣の水道が使用できますので、ご利用ください。

期間 12月5日(金)～平成27年3月6日(金)

※積雪状況により変更あり。

問 市民課生活相談係☎43-7044

冬期間、市内公園のトイレ使用を制限します

12月から来年3月までの間、市内公園のトイレが使用できなくなりますのでご注意ください。

12月以降もトイレが利用できる公園児童公園

有浦児童公園、御成児童公園、駅前児童公園、中道児童公園、柳町児童公園

河川緑地

長木川河川緑地管理棟
※有浦児童公園と柳町児童公園、長木川河川緑地管理棟は、水道も使うことができます。

問 都市計画課都市整備係☎43-7082

工業統計調査にご協力ください

製造業を営む事業所を対象に、12月31日現在で調査を実施します。

対象となる事業所には、12月から1月にかけて調査員が調査票の記入のお願いに伺いますので、ご協力ををお願いします。

問 企画調整課企画調整係☎43-7027

水道にも冬支度をお願いします

水道管が凍結破損すると、多額の修理代金や水道料金がかかる場合があります。凍結の心配がある所には、保温材を巻くなど、凍結防止対策をしてください。

長期間使用していない水道は、漏水事故防止のため、次回使用まで閉栓にすることをお勧めします。

※開栓・閉栓は、希望日の5日前までにお申し込みください。

問 水道課料金係☎42-4117

年末の交通安全運動

12月は「飲酒運転追放県民運動強調月間」です。重大事故につながる、極めて悪質な犯罪である飲酒運転に「つい」「うっかり」「ちょっとそこまで」では済まされません。ドライバーには「絶対に飲ませない。飲んだら運転させない」を徹底し、家庭や職場で声を掛け合いましょう。

問 市民課生活相談係☎43-7044